

日本学生支援機構奨学生 各位

富山大学奨学担当

奨学金継続願の提出について

日本学生支援機構の奨学生は、毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために、「奨学金継続願」の提出が必要です。

「奨学金継続願」準備用紙等を、対象者にヘルンシステムで配付するので、資料を各自確認のうえ、今年度満期予定者（2025年3月で卒業・修了する学生）以外の奨学生は、令和7年2月3日（月）までに、「奨学金継続願」をスカラネット・パーソナル（スカラPS）から必ず提出（入力）してください。

なお、今年から給付奨学生の「継続願」の提出は廃止になりましたので、提出の必要はありません。ただし、給付奨学金のみ受給している学生で、今年度の単位修得状況が著しくなく、やむを得ない事情がある場合は、下記5をよく読み、2月28日（金）までに学生支援課窓口まで申し出てください。

1. 提出（入力）期限. **令和7年2月3日（月）まで【厳守】**

※給付奨学生のやむを得ない事情の申し出は**2月28日（金）**まで

※期日までに入力を完了しない場合、4月以降の奨学金の振込みがなくなります。

※4月以降の奨学金継続を希望しない（辞退する）場合も、「継続を希望しません」として入力し、提出を完了させる必要があります。

2. 「奨学金継続願」準備用紙等の配付

対象者には、ヘルンシステムの学生個人掲示板/学生呼び出しにて、「奨学金継続願」準備用紙等の関係資料（PDFデータ）を添付して配付するので、各自確認のうえ、入力を済ませてください。添付ファイルは、ヘルンシステムにログインして確認してください。

3. 「奨学金継続願」の提出の流れ

①スカラネット・パーソナル（奨学金申込時に使用したスカラネットとは別のサイト）にログインし、「貸与額通知」を確認する。

②「奨学金継続願」準備用紙を記入する。

→誤入力防止や円滑な入力のため、事前に入力内容を確認し、記入を済ませてください。

※貸与奨学生は、準備用紙3～5ページ「H－経済状況」において、自身の昨年の収入と支出の差額が36万円以上（大学院生は、45万円以上）となる場合は、奨学金の借りすぎ防止のため、この機会に貸与月額の見直し（減額）を検討してください。

③スカラネット・パーソナルで、「奨学金継続願」を入力する。

→奨学金継続願は、「**奨学生番号ごとに提出が必要**」です。

例えば、**学部生で、第一種奨学金＋第二種奨学金の2つの奨学生身分を持っている場合は、2回入力が必要**です。

また、給付奨学金を受給する関係で、第一種奨学金の貸与月額が0円になっている（又は減額されている）場合も、第一種奨学金の継続願の提出は必要です。

以下も必ず確認



4. 「奨学金継続願」の提出にあたっての注意事項

貸与奨学生

○「奨学金継続願」を所定の期日までに提出しない場合

・第一種貸与奨学金、第二種貸与奨学金においては、奨学生としての身分を失い、4月から奨学金が交付されません。(奨学金の廃止)

○**奨学金を「辞退」する場合**、奨学金継続願入力画面の「D－奨学金振込みの継続の確認」で、「奨学金の継続を希望しません」を選択し、入力を完了させてください。

また、辞退希望の方で、返還方式の変更（第一種貸与奨学金）、又は利率の算定方法の変更（第二種貸与奨学金）を希望する場合は、令和7年2月14日（金）までに各キャンパス奨学担当まで申し出てください。

なお、辞退の手続き後（4月中旬以降）、在学中に返還が始まらないようにするための手続きとして、スカラネット・パーソナルから在学猶予願を提出してください。

○休学・留学・退学する場合や、転学・編入学、若しくは転学部・転学科する場合は、各学部の教務担当窓口での手続きとは別に、奨学金の「異動願（届）」の提出が必要です。必ず奨学担当窓口で事前に手続きを行ってください。

○成績不振（留年等）や継続願の未提出により、奨学金が「廃止」となった場合、4月中旬以降に、在学中に返還が始まらないようにするための手続きとして、スカラネット・パーソナルから在学猶予願を提出してください。

貸与奨学金と一緒に給付奨学金を受けている学生

○授業への出席状況や単位修得状況が著しくなく、その理由が災害、学生本人の傷病、親の介護等のやむを得ない理由であった場合は、奨学金継続願の「J－学修の状況」欄に詳細な理由を記入し、令和7年2月28日（金）までに、学生支援課奨学担当まで申し出てください。

なお、詳細な理由を入力後に申し出がなかった場合には、やむを得ない理由であったかの判定の対象外とします。

○給付奨学生で、第一種貸与奨学金の貸与月額が0円となっている（又は減額されている）場合でも、第一種貸与奨学金の辞退は慎重に考えてください。

※給付奨学金は本人の成績状況にかかわらず、毎年10月に生計維持者の経済状況により、支援区分の見直しが行われます。この見直しによって、支援区分対象外（給付奨学金の停止及び授業料の全額納付が必要）となる場合も考えられるためです。

5. 給付奨学金のみ受給している学生への注意事項

○授業への出席状況や単位修得状況が著しくなく、その理由が災害、学生本人の傷病、親の介護等のやむを得ない理由であった場合は、令和7年2月28日（金）までに、学生支援課奨学担当まで申し出てください。

なお、詳細な理由の申し出がなかった場合には、やむを得ない理由であったかの判定の対象外とします。